

1 12月10日付けの追加指定

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

- 待機なし → 10日間待機+外国人再入国原則拒否: コンゴ(民)
- 待機なし → 3日間待機: チリ、米国(ルイジアナ州)
- 3日間待機 → 6日間待機: デンマーク
- 3日間待機 → 待機なし : サウジアラビア

【12月13日午前0時以降適用開始】

【12月11日午前0時以降適用開始】

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (11か国)

アンゴラ、エスワティニ、コンゴ(民)、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (13か国)

イスラエル、イタリア、英国、オーストラリア(ニューサウスウェールズ州、北部準州)、オランダ、韓国、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ポルトガル、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (39か国・地域)

アイスランド、アイルランド、インド(カルナータカ州、マハーラーシュトラ州、ラジャスタン州)、オーストラリア(首都特別地域)、オーストリア、ガーナ、カナダ(アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州)、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、チェコ、チリ、ナイジェリア、ノルウェー、ブラジル(サンパウロ州)、フランス、仏領レユニオン島、米国(カリフォルニア州、コネチカット州、コロラド州、ニューヨーク州、ネブラスカ州、ハワイ州、ペンシルベニア州、マサチューセッツ州、ミズーリ州、ミネソタ州、メリーランド州、ルイジアナ州、ワシントン州)、ベルギー、香港、ルーマニア

アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)

※ □□□□の国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域(計42)
※赤字は、外国人の再入国原則拒否対象国。

※12月4日以降、青字の国・地域からの帰国者等のうち、有効なワクチン接種証明書保持者については、検疫所の宿泊施設での3日間待機での待機を求めず、14日間の自宅等待機を求めている。

※12月10日以降、①青字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者、②緑字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書保持者、③緑字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者について、検疫所の宿泊施設での待機を求めず、14日間の自宅等待機に切り替える。